

# 「青森大学 脳と健康科学研究センター」の設置及び運営に関する規則

## (設立の趣旨)

第1条 「健康とは、病気でないとか、衰弱していないとかいうものではなく、身体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが健やかで活気に満ちた状態のことを示す（WHO 憲章、1946年）。」健康科学とは、このことを踏まえて人類の福祉に貢献しようとする人間についての科学である。

一方人間は、身体のみならず、意志を持ち、社会を形成する。これら三者は相互に深く関係し、人間の脳が統合的に機能した結果をもたらされるものである。このように健康の増進には脳が大きな役割を果たしている。

青森大学脳と健康科学研究センター（以下「脳研センター」という。）は、青森大学がこれまで進めてきたスポーツ科学や健康科学に関する学術研究の実績を生かし、「脳を活かすことによって健康を増進し、健やかな超高齢社会を実現する」を目指す。そのために、さまざまな脳疾患において脳の働きと健康指標との関係を研究する。脳研センターは、こうした研究を多面的に推進するとともに、子どもの脳を育み、大人の脳を守ることを通して、健康科学の研究を推進していく医療・健康科学の融合拠点となることを設立の趣旨とする。

この規則は、脳研センターが脳と健康科学に関する研究を推進するに当たり、青森大学の附属総合研究所等及び雄心会青森新都市病院との連携を適切に行うため、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (設置)

第2条 脳を活かすことによって健康を増進し、健やかな超高齢社会を実現することを目指し、青森大学に「脳と健康科学研究センター」を置く。

## (活動基盤)

第3条 脳研センターは、最先端の設備と機器を有する研究施設を運営し、活動基盤を、医療法人雄心会青森新都市病院内の施設（以下「脳研センター施設」という。）に設置する。

## (目指す業務)

第4条 脳研センターは、医学・臨床分野と関連する産業界の開発を統合し、新しい診断・治療の研究開発と健康指標作りを目指す。その一環として、臨床研究や治験評価など外部からの依頼に対し、医薬品・医療機器産業と連携できる治験業務を推進する。

## (協力体制)

第5条 脳研センターは、医療法人雄心会が開院する青森新都市病院と提携し、その院内診療部、検査部、放射線部及び薬剤部などとの緊密な協力体制のもと、最先端の医療設備機器を活用して研究を進める。

(事務所)

第6条 脳研センターの事務所は、医療法人雄心会青森新都市病院（〒038-0003 青森県青森市大字石江三丁目2番地4）内に置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長は会議運営全般を担当する。

(活動内容)

第7条 脳研センターは設立の趣旨に基づき、次に示す活動を行う。

- (1) 脳疾患における脳の働きと健康指標との関係を研究する。
- (2) 子どもの脳を育むための研究を行う。
- (3) 大人の脳を守るために必要な指標を定める。
- (4) 脳の健康を維持するために必要な医療と科学の融合に関する事項について研究する。
- (5) 脳疾患の中で、「脳卒中・認知症」の予防的介入方法を課題として取り組む。
- (6) 「スポーツと健康増進」に関する研究、指標設定並びに普及活動を行う。
- (7) スポーツ活動中の事故及びスポーツ障害による脳震盪・外傷性脳損傷・慢性外傷性脳症の研究に取り組み、その対策を講じる。
- (8) リハビリテーションの効果と脳機能変化の関係を分析し、その成果を健康増進に応用する研究に取り組む。
- (9) 研究の対象は生体・組織に限定せず、ITや機器・器具、センサーなどの開発も同時に並行して取り組む。
- (10) 国内外の大学・大学院との連携、研究者との交流、並びに国内外産学連携基盤、産業界各社との交流を推進する。
- (11) 社外の研究機関、製薬メーカー、医療機器メーカーなどからの臨床評価や治験評価の要請に対し、脳研センターは評価業務を受託できる体制を構築する。
- (12) GCPなどの法規制対応、治験への展開に関して、臨床研究支援機関やSMO・CRO受託企業との連携を図る。
- (13) その他、脳研センターの目標達成に必要な事業を推進する。

(組織及び役職員)

第8条 脳研センターに脳研センター長を置く。脳研センター長は、脳研センターを代表し、脳研センターの事業を統括する。脳研センター長は、青森大学学長が任命する。

2 脳研センターに副センター長を置く。副センター長はセンター長が任命する。

3 脳研センター長は、脳研センターの活動内容に応じ部門を置く。各部門は別表に示す。

4 脳研センターの各部門に主任研究員を置く。

(教授等)

第9条 脳研センターには教授、准教授、客員教授、客員准教授、研究員及び客員研究員（以下「教授等」という。）を置くことができる。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、次の事項について審議する。

- (1) 収支計画
- (2) 収支決算
- (3) 各研究部門の構成
- (4) その他、運営委員会が必要と認めたもの

2 運営委員は次に掲げる者の中から、学校法人青森山田学園理事長及び雄心会理事長の合意を経て、青森大学学長が任命する。

- (1) 脳研センター長
- (2) 同副センター長
- (3) 青森大学学長
- (4) 青森大学附属総合研究所所長
- (5) 脳研センター研究部門教授等
- (6) 青森大学薬学部教授
- (7) 青森大学経営戦略局長
- (8) 学校法人青森山田学園法人本部員
- (9) 医療法人雄心会法人本部員
- (10) その他外部有識者

3 運営委員会は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に開催するものとする。

4 運営委員会の議長は、出席者の中からセンター長が指名する。

5 事務局は、運営委員会の議事録を作成し保管する。

(全体会議)

第11条 全体会議は主に研究及び治験の計画並びにその成果について情報を共有し、より高度な研究活動を展開するために開催する。

2 全体会議の出席者は、次のとおりとする。

- (1) 脳研センター長
- (2) 同副センター長
- (3) 青森大学学長
- (4) 青森大学附属総合研究所所長
- (5) 脳研センター研究部門教授等
- (6) 青森大学薬学部教員
- (7) 青森大学経営戦略局長
- (8) 学校法人青森山田学園法人本部員
- (9) 医療法人雄心会法人本部員
- (10) その他運営事務要員
- (11) その他外部有識者

(会計年度)

第12条 脳研センターの会計年度は、毎年4月1日～翌年3月31日までとし、決算は毎会計年度終了後2か月以内に報告書を作成する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、脳研センターの設置及び運営に関し必要な事項は別に定めることができる。

2 この規則の改廃は、運営委員会の議を経て青森大学学長が行う。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から改正施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から改正施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から改正施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から改正施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から改正施行する。

別表

1	スポーツ健康科学部門
2	スポーツ脳神経医学部門
3	脳神経外科学部門
4	リハビリテーション脳神経医学部門
5	臨床薬学部門